

食安輸発0108第3号  
平成27年1月8日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(韓国産養殖ひらめの登録リストの変更)

標記については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第4号（最終改正：平成26年1月8日付け食安輸発0108第1号）により通知したところです。

今般、韓国政府から、ひらめの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同通知の別表19を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくをお願いします。